

教 育

× 不当な差別的取扱いの例

- 保護者が付き添わなければ入学を認めない。
- 遠足や修学旅行は保護者の付き添いがないと参加できない。

○ 合理的配慮の提供の例

- 聴覚過敏の児童生徒のために、机・いすの脚に緩衝材をつけて雑音を軽減します。
- 視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために、黒板周りの掲示物の情報量を減らし、集中できるように工夫します。
- 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援、移動支援、待合室での待機を許可します。
- 意思疎通のために、絵や写真カード、ICT機器（タブレット端末など）を活用します。
- 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可します。
- 言われたことを書き取ったり、板書を書き写すことが



苦手な場合は、メモやプリントを渡し、負担を軽くします。

<事例>

- 大学が、所在する地域の障害者施設と連携し、入学前から近隣や大学内での歩行訓練を行っている。
- 担任が声かけしやすいように、前方中央よりに席を設けた。
- 通常の椅子は本人の身体への負担が大きいことが分かり、肘置きとキャスターがついた椅子を購入した。
- 筆記が困難なため、代筆ノートテイク支援の利用希望があった。本人が所属する組織の大学院生が、専属支援学生として代筆支援を行った。



ノートテイク①

ノートテイク②